

高根沢町
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年3月

高根沢町

目次

第1章	行動計画の作成	1
第2章	新型インフルエンザ等対策の総合的推進	3
第1節	対策の目的及び基本的戦略	3
第2節	新型インフルエンザ等対策の基本方針	5
第3節	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
第4節	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	8
第5節	対策推進のための役割分担	10
第6節	対策の主要項目	13
第7節	発生段階	22
第3章	各発生段階における対策	24
第1節	未発生期における対策	24
第2節	海外発生期における対策	27
第3節	発生早期（国内・県内）における対策	30
第4節	県内感染期における対策	34
第5節	小康期における対策	38

第 1 章 行動計画の作成

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、発生すると世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的な影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 13 号。以下「特措法」という。）は、こうした感染症の発生を国家の危機ととらえて、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国や地方公共団体等の責務、発生時の措置等を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）と相まって、国全体としての体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 新たな町行動計画の作成

(1) 町行動計画の位置づけ

特措法の成立により、行動計画が法律に基づく計画に位置づけられるとともに、対策の実効性を高めるため新型インフルエンザ等緊急事態措置等の新たな措置が設けられたことから、国では「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）、県では特措法第 7 条に基づき「栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）が策定されたのを踏まえて、特措法第 8 条に基づき、「高根沢町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「町行動計画」という。）を作成した。

町行動計画においては、町における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や町が実施する対策等を示す。

町行動計画は、対策の実施の経験や政府行動計画、県行動計画の改定等を受けて、適時適切に見直しを行う。

(2) 対象疾病

町行動計画が対象とする感染症は以下のとおりとし、町行動計画においては、「新型インフルエンザ等」と表記する。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、高病原性鳥インフルエンザへの対応等については、「栃木県鳥インフルエンザ対策要領」、「栃木県鳥インフルエンザ（H5N1）対応指針」等に基づいた県の対策に協力するものとする。

(3) 対象疾病の定義

対象疾病の定義は、感染症法に基づき、次のとおりとなる。

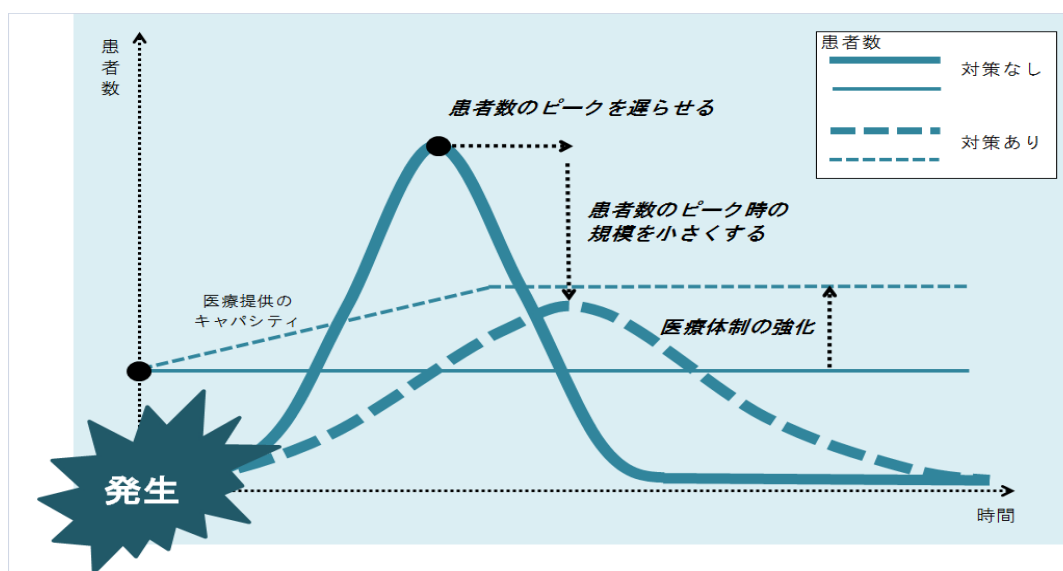
新型インフルエンザ等感染症・新感染症の定義

名 称		定 義
新型イン フルエン ザ等	新型インフ ルエンザ	新型インフル エンザ
	新型インフ ルエンザ	再興型イン フルエンザ
	新感染症	

第2章 新型インフルエンザ等対策の総合的推進

第1節 対策の目的及び基本的戦略

新型インフルエンザ等のウイルスの病原性や感染力等が高い場合には健康被害が甚大となり、その影響は保健・医療の分野にとどまらず社会全体に及び、社会・経済活動の縮小や停滞が危惧される。このような影響を軽減させるため、町では、町行動計画に基づく新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること、町民生活及び地域経済への影響を最小となることを主たる目的として対策を講じる。



対策のイメージ図（県行動計画より抜粋）

目的 1	感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する
------	------------------------------

《目的達成に向けた取組》

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークをできるだけ遅らせ、国や県で行う医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保すること。
- ・ 流行のピーク時の患者数をできるだけ少なくすることによって医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適正な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らすことができるよう、県における医療体制の情報提供を行う。

目的 2	町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする
------	-----------------------------

《目的達成に向けた取組》

- ・ 町民が適切な行動をとることができるように、情報の提供及びまん延防止のための予防対策の普及啓発を図る。
- ・ 町民に対する予防接種（以下「住民接種」という。）を進めるなどまん延防止対策を促進する。
- ・ 要援護者対策等町民の生活支援に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本方針

基本方針 1	新型インフルエンザ等対策を迅速かつ柔軟に実施する
--------	--------------------------

《考え方》

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や、飛沫感染や接触感染を主体とする感染経路など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有しているものと考えられるが、その病原性や感染力などは実際に発生するまでは不明である。

このため、新型インフルエンザ等が発生した場合には、ウイルスの性質を踏まえて国や県が示す「基本方針」や実際の流行状況、社会経済の状況等を総合的に勘案し、状況に応じた最適な対策を選択するなど、迅速かつ柔軟に対応することが重要である。

《町行動計画における対応》

流行状況に応じた迅速な対応が確保されるよう、5段階の「発生段階」を設定し、それぞれに具体的な行動を示した。また、特措法第32条に基づく緊急事態宣言が行われたときに実施することができる緊急事態措置についても、発生段階ごとに具体的な行動を示した。新型インフルエンザ等発生時に実施すべき対策については、行動計画に定める対策のうちから、国の基本的対処方針に基づき、感染力や病原性に応じて決定する。

発生段階の切り替えや、新型インフルエンザ等発生時における町行動計画の変更等については、栃木県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）において決定したことを参考に、高根沢町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）において決定する。

◆ 発生段階 ◆

- ①未発生期
- ②海外発生期
- ③発生早期（国内・県内）
- ④県内及び町内感染期
- ⑤小康期

基本方針 2	社会全体が一丸となって対策に取り組む
--------	--------------------

《考え方》

新型インフルエンザ等は感染力が高く、多くの町民が患するものと想定され、その影響は保健・福祉の分野にとどまらず社会全体に及ぶおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等対策の直接の実施機関である県や町にとどまらず、社会全体が一丸となって取り組むことが重要である。

《町行動計画における対応》

県行動計画に示された、町への要請を踏まえ対応を具体的に示した。

基本方針 3	複数の対策をバランスよく実施する
--------	------------------

《考え方》

新型インフルエンザ等の性質や流行状況等を事前に予測することは不可能であるため、的確に対応するためには、多面的に対策を推進することが重要であることから、様々な視点に立った対策をバランス良く組み合わせて実施する。

《町行動計画における対応》

主要 5 項目（①実施体制②情報の収集・提供及び共有③まん延防止④予防接種⑤町民の生活及び地域経済の安定確保）における具体的な行動を示した。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

留意点 1	町行動計画の性格
--------------	-----------------

町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性や感染力等の病原体の特徴、流行状況、地域の特性やその他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性並びにその対策そのものが町民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画に定めるもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

留意点 2	基本的人権の尊重
--------------	-----------------

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、県との連携のもと、不要不急の外出の自粛の要請や、学校、保育所等施設の使用制限等の要請等、町民の権利と自由に制限を加える場合は、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることとする。

留意点 3	危機管理としての特措法の性格
--------------	-----------------------

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、国が新型インフルエンザ等緊急事態措置を講ずる必要がないと判断することもあり得る。どのような場合でもこれらの措置を講じるというものでないことに留意する。

留意点 4	関係機関相互の連携協力の確保
--------------	-----------------------

町は、県及び近隣自治体と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

留意点 5	記録の作成・保存
--------------	-----------------

町は、新型インフルエンザ等が発生した場合、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

第4節 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等発生による被害は、病原体側の要因（ウイルスの病原性、感染力等）、宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境等に左右され、事前に予測することは困難であるが、政府行動計画、県行動計画に示された被害想定を用いて次のとおり試算した。

新型インフルエンザ患者数の試算（米国CDCモデルによる）

	高根沢町		栃木県		全 国	
医療機関を受診する患者数	約3,000人～約5,700人		約20万人～約38万人		約1,300万人～ 約2,500万人	
病原性	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	～約120人	～約450人	～約8,200人	～約30,000人	～約53万人	～約200万人
1日あたりの最大入院患者数	約20人	約90人	約1,600人	約6,300人	約10.1万人	約39.9万人
死亡者数	～約30人	～約150人	～約2,500人	～約10,000人	～約17万人	～約64万人

国人口は 128,057,352 人 県人口は 2,007,683 人 町人口 30,436 人

(平成22年国勢調査による)

【試算方法】

下記の国、県の試算方法を参考に試算

- ・ 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数を試算した。
- ・ 入院患者数及び死亡者については、外来受診者数の上限値を基に、過去に大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等を参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザを参考に重度を致命率2.0%として推計した。
- ・ 全人口の25%が罹患し、流行が8週間続くという仮定の下で、入院患者の発生分布を試算した。
- ・ これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）や現在のわが国の医療体制、衛生状況等は一切考慮していない。

※ 被害想定については、科学的知見が十分と言えないことから、政府行動計画、県行動計画の見直しに応じて改めて試算する。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

社会・経済的な影響として、流行のピーク時（約2週間）に従業員が発症する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員本人のり患の他、家族の世話や看護等（学校・保育施設の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難な者がいることにより最大40%程度の欠勤が想定される。

これに伴って、事業の一部休止、物資の不足、物流の停滞等が生じ、経済活動の大幅な縮小が予想される。更に、学校、保育施設の臨時休業等によって社会活動が縮小するなど、各分野に様々な影響を及ぼすことが予想される。

第5節 対策推進のための役割分担

1 基本的な考え方

新型インフルエンザは感染が拡大しやすく、インフルエンザ(H1N1)2009の例では、発生後約1年間に、国民の16.3%、2,077万人が医療機関を受診したと推計される。

こうした社会的影響の大きい新型インフルエンザ等に適時適切に対応するためには、国、町による対策だけでなく、医療機関や事業者、町民を含め、対策に関わる各主体が役割を十分に理解し、行動することが不可欠である。

2 各主体の役割

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する。

(2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保やまん延防止等に関し、主体的な判断と対応が求められる。

また、町と緊密な連携を図り、町における対策を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には、市町間の調整や、必要に応じて隣接県との調整を行う。

(3) 町（消防本部、火葬場等を含む）の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対する地域情報の提供、相談等への対応、予防接種、身体障害者等の要援護者への支援に加え、消防本部による新型インフルエンザ患者等の搬送や、病原性の高い新型インフルエンザ等の流行に備えた火葬体制の整備及び廃棄物処理の円滑な実施などについて、主体的に対策を実施することが求められる。なお、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町、関係機関・団体等との緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等患者への医療を提供するという極めて重要な役割を担うことから、医師会等を通じて県や町等と緊密に連携し、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ患者を診療するための院内感染対

策や必要となる医療資器材の確保等の準備を進めることが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療の提供を確保するため新型インフルエンザ等の診療体制を含めた診療継続計画の策定や医療連携体制の整備を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等が発生した場合、すべての医療機関は、診療継続計画に基づいて発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

(5) 指定地方公共機関の役割

特措法第2条第7号に規定する指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有し、新型インフルエンザ等の発生に備えて、業務計画の作成や体制を整備することが必要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務計画等に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

※指定地方公共機関・・医療の提供や、電気、ガスの供給などの公益事業を営む法人のうち、新型インフルエンザ等発生時における業務の継続性等の基準に基づき国又は都道府県知事が指定した事業者

※業務計画・・企業が新型インフルエンザ等の緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限に留め、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするために、平常時に行う活動や緊急時での事業継続のための手段などを事前に取り決めておく計画のこと。

(6) 登録事業者の役割

登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

※登録事業者・・特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者をいう。

(7) 一般の事業者の役割

一般の事業者は、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策のための準備を行うことが求められる。

重大な健康被害を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、まん延防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれ、特に多数の人が集ま

る事業を行う者については、まん延防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 町民の役割

町民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザやその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいても行っている、手洗い・うがい、マスク着用、咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生に備えて、食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、まん延防止のための個人レベルでの感染対策を実施するよう努める。

第6節 対策の主要項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とする」ことを達成するための対策について、「1 実施体制」、「2 情報の収集・提供及び共有」、「3 まん延防止」、「4 予防接種」、「5 町民生活及び地域経済の安定の確保」の5項目に分けて記載している。

各項目における対策の基本的考え方や内容は、次のとおりである。

1	実施体制
---	------

(1) 基本的な考え方

発生した新型インフルエンザ等の病原性が高く、かつ感染力が強い場合、多くの町民の生命や健康に甚大な被害を及ぼすおそれがあるほか、社会・経済活動の縮小や停滞を招くことが危惧されているため、町の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、町においては、公衆衛生部門と危機管理部門が中心となり、更には、教育部門や産業部門等を含め、全庁一丸となって取り組まなければならない。

また、新型インフルエンザ等対策は、単に行政機関にとどまらず、医療機関や医療関係事業者、社会機能の維持に関わる事業者、学校・社会福祉施設等の関係者など、地域社会全体で取り組む必要があるため、未発生期から関係機関相互の連携体制を構築し、維持していくことが重要である。

(2) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合、特措法及び高根沢町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月5日条例第3号）に基づき、本町における新型インフルエンザ等対策の決定機関として、本部長、副本部長、本部員からなる町対策本部を設置する。

また、新型インフルエンザ等が発生する前においては、高根沢町インフルエンザ等対策本部要綱（平成20年12月1日告示第141号）に基づき、発生に備えた準備を進めるため、「健康危機管理部」を設置し、全庁一丸となって取り組んでいく。

【対策本部の構成】

町における新型インフルエンザ等対策の実施機関として「高根沢町インフルエンザ等対策本部」を設置する。

本部長：町長

副本部長：副町長・教育長

本部員：参事・消防長（又は消防長が指名する職員）

本部長が指名する職員

【健康危機管理部】

対策に関わる庁内の調整や重要事項の検討は、各課課長等で構成する健康危機管理部において行うこととする。

対策の実務は、新型インフルエンザ等発生時において町対策本部が設置されたときは、「総務班」をはじめとして「予防班」「予防接種班」「社会対応班」「情報班」が担う。

（３） 関係機関との連携体制

ア 新型インフルエンザ等対策地域連絡会議

現地対策の実施機関である県北健康福祉センターに設置される「新型インフルエンザ等対策地域連絡会議」（関係行政機関、郡市医師会、医療機関等で構成）に参加し、新型インフルエンザ等への対応体制に係る具体的事項を協議し、体制整備を行う。

イ 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議

町及び一部事務組合との連携体制を確立するため、未発生期から県が設置する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」に参加し、住民に対する情報提供、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、火葬等について協議し、体制整備を推進する。

ウ 医師会及び医療機関等との連携

塩谷郡市医師会、高根沢町医師団及び医療機関と新型インフルエンザ等対策についての認識を共有するとともに、発生時における円滑な診療や予防接種等の体制整備を推進する。

2	情報の収集・提供及び共有
---	--------------

（１） 基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生時に、対策を円滑に推進するためには、県や町、医療機関、事業者、町民などの各主体が、各々の役割を認識し、正確な情報に基づき適切に行動する必要があるため、対策の全ての段階、分野において、必要な情報を収集・提供し、関係機関との情報共有に努める。

また、インターネット等の普及により、情報提供の方法やその受け取り方は様々であることが考えられるため、外国人や障害者など情報が行き届きにくい人にも配

慮し、受取手に応じた情報提供のため、テレビやラジオ、新聞をはじめとして、インターネットなど様々な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に行う。

(2) 対策の概要

ア 発生前における情報の収集・提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時に町民等に正しく行動してもらうためには、発生前から、予防方法や町民の責務など新型インフルエンザ等に関する様々な情報を提供し、理解してもらう必要がある。このため、発生前から、国や県等の感染症情報を活用し、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、町民をはじめ、医療機関や事業者等に対して、基本的な感染対策や、発生時における外来受診の方法など新型インフルエンザ等対策の周知を図る。

特に、児童生徒に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、丁寧な情報提供に努める。

イ 発生時における情報の収集・提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、海外や国内、県内の発生状況、対策の実施状況等について情報を収集し、県における対策の決定のプロセスや、対策を行う理由等を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

町民等から寄せられる新型インフルエンザ等に関する相談については、ウイルスの病原性にかかわらず相談需要の急増が予想されるため、国からの要請に従い、保健センター内においても「新型インフルエンザ等相談窓口」を開設し、適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。また、県が設置する「新型インフルエンザ等電話相談センター」を周知する。

ウ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信するため、広報担当者を中心としたチームを設置する。

3	まん延防止
---	-------

(1) 基本的な考え方

まん延防止対策は、新型インフルエンザ等の流行状況等に応じた適切な対策を講じ、流行のピークを可能な限り遅らせることによって医療体制等を整備するための時間を確保するとともに、ピーク時の患者数を可能な限り減少させることによって医療体制のキャパシティ内にとどめることを目的として実施する。まん延防止対策の実施により、医療体制の強化や維持が図られ、ひいては、町民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を維持することが期待される。

(2) 対策の概要

《まん延防止対策》

新型インフルエンザ等がまん延するまでの期間は、町民にマスクの着用や咳エチケット（咳やくしゃみの際にティッシュなどで口と鼻を押さえる等）、手洗い、うがいなどの個人における基本的な感染対策を行うよう広く要請する。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、これらの措置に加えて、必要に応じ、県が実施する不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請等に協力する。

学校、保育施設、事業所等においても、個人における対策のほか、季節性インフルエンザ対策として実施されている職場における感染対策を徹底して行うよう周知する。

なお、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

4	予防接種
---	------

(1) ワクチン

予防接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、医療機関への受診者を減少させ医療体制への負荷を軽減することにより、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンには、発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に

製造される「プレパンデミックワクチン」と、新型インフルエンザの発生後に、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造される「パンデミックワクチン」の2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が必要と認めるときに、住民接種に先立って、臨時に行われる予防接種をいう。

ア 対象者

特定接種の対象者は、

- ① 登録事業者のうち、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

とされ、対象者に関する基本的な考え方等が政府行動計画において示されている。

特定接種は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることが基本とされる。

上記のように基本的な考え方が整理されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性や発生時の社会状況等を基に、政府対策本部において、接種総枠、対象者、接種順位等を決定することとされている。

町においては、政府対策本部の決定を踏まえて、特定接種の実施に関し必要な協力を行うとともに、地方公務員に対する接種を実施する。

イ 接種体制

上記①及び②については、国を実施主体として、③の地方公務員については、その所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により実施するため、接種を円滑に実施できるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

(3) 住民接種

住民接種は、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種を行う。

ア 対象者

《接種対象者の分類》

- 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- 成人・若年者
- 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

住民接種の接種順位等については、政府行動計画によると、①新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方と、②緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方と、①と②の考え方を併せた考え方もあるとされている。このため、具体的な接種順位等は、こうした考え方を踏まえて、新型インフルエンザ発生時に、病原性等に応じて国において決定される。

イ 接種体制

住民接種については、町を実施主体として、原則として集団的接種により実施するため、町が接種体制を構築し接種が円滑に実施できるよう体制整備を行う。必要に応じて県に支援を要請する。

ウ 予防接種に関する理解の促進

住民接種は、国が示す接種順位に基づき、ワクチン供給に合わせ段階的に実施される見込みである。このため、すべての希望者への接種が完了するまでには一

定期間を要することから、未発生期から予防接種に関する考え方や実施方法等を町民に十分周知するとともに、接種開始時には正確かつ迅速な情報提供を行う。

予防接種の種類（一覧）

予防接種の種類	特定接種		住民接種	
	有	無	有	無
緊急事態宣言	—	—	有	無
特措法	特措法第28条	—	特措法第46条	—
予防接種法	予防接種法第6条第1項（臨時接種）による予防接種とみなして実施	—	予防接種法第6条第1項（臨時接種）による予防接種として実施	予防接種法第6条第3項（新臨時接種）として実施
考え方	医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるとき	—	新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるとき	まん延予防上緊急の必要があるとき（臨時接種の対象疾病より病原性が低いものを想定）
実施主体	国、都道府県、市町村	—	市町村	市町村
努力義務／勧奨	有／有	—	有／有	無／有
接種費用の負担	実施主体が全額負担	—	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 (実費徴収不可) 国費の嵩上げ措置あり	原則自己負担 (低所得者の場合は 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 の対応がある)

(1) 基本的な考え方

町民生活及び地域経済の安定の確保は、新型インフルエンザ等流行時における医療機関や事業者等の事業の継続、高齢者世帯や障害者世帯等の要援護者に対する生活支援、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品等の物資及び資材の備蓄、生活関連物資の適正な流通の確保等によって社会・経済機能を維持し、町民生活及び地域経済に対する新型インフルエンザ等の影響を最小限にとどめることを目的として実施する。

(2) 対策の概要

ア 事業の継続

新型インフルエンザの流行は8週間程度継続し、多くの町民が患するものと考えられるほか、本人や家族のり患等により社会・経済活動の縮小や停滞が危惧される。こうした中でも、行政機関はもとより、医療機関、指定地方公共機関、登録事業者は、最低限の社会生活が維持できるよう必要な事業を継続することが社会的に求められる。

このため、未発生期においては、新型インフルエンザ等の発生を想定した業務計画の策定をし、事業継続のための事前対策を促進する。

イ 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄等を行う。

ウ 生活関連物資の適正な流通の確保

町民生活の維持に必要な生活関連物資の価格高騰、買い占め、売り惜しみ等が生じることのないよう、必要な調査や周知を行う。

エ 要援護者への生活支援

独居高齢者や障害者等の要援護者については、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがあるため、必要な支援を受けられるよう、県と連携し、対応する。

オ 埋葬・火葬の円滑な実施

病原性の高い新型インフルエンザ等が流行した場合、死亡者数が通常の火葬能力を超えることが予想され、その結果、火葬に付すことができない遺体の対応が、公衆衛生上大きな問題となるおそれがある。

このため、火葬や緊急時の遺体の一時安置等が可能な限り円滑に実施できるよう、県及び一部事務組合と連携し、対応する。

第7節 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、一連の流れをもって発生及び流行の状況に応じた対策を講じる必要があるため、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行えるよう、町における新型インフルエンザ等の発生段階を、県と同様に以下の5段階に分類し、各段階で想定される状況とその対応を事前に定める。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、日本国内からの発生など必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が行われた場合には、対策の内容も変化することに留意が必要である。

① 未発生期

《想定される状況》

新型インフルエンザ等が発生していない段階

② 海外発生期

《想定される状況》

海外では新型インフルエンザ等が発生したが、国内では発生していない段階

《前段階からの移行時期》

新型インフルエンザについては、感染症法第44条の2第1項に基づく新型インフルエンザの発生を認める厚生労働大臣公表が行われた時点、又は国の対策が政府行動計画上の第一段階（海外発生期）に移行された時点とする。

新感染症については、感染症法第44条の6第1項に基づく新感染症の発生を認める厚生労働大臣公表が行われた時点、又は国の対策が政府行動計画上の第一段階（海外発生期）に移行された時点とする。

ただし、新型インフルエンザ等の感染拡大に関する国の第一報が寄せられ、県の対策が海外発生期に移行した時点とする。

③ 発生早期（国内・県内）

《想定される状況》

- 国内で新型インフルエンザ等が発生した段階
- 県内で新型インフルエンザ等が発生し、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える段階

《前段階からの移行時期》

国内で新型インフルエンザ等患者が発生し、国の対策が政府行動計画上の第二段階（国内発生早期）に移行され、県の対策が発生早期に移行された時点とする。

④ 県内（町内）感染期

《想定される状況》

県内又は町内患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階

《前段階からの移行時期》

県内において、感染経路が不明確な新型インフルエンザ等患者が一定数確認されるようになり、県の対策が県内感染期へ移行した時点とする。

なお、発生早期（国内、県内）から県内感染期への移行は県内状況によって判断されるため、国や隣接県の移行時期と一致しない場合がある。

⑤ 小康期

《想定される状況》

患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている段階

《前段階からの移行時期》

国内で新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、国の対策が政府行動計画上の第四段階（小康期）に移行され、県の対策が小康期に移行した時点とする。

発生段階の区分

発生段階			流行状態	WHOのフェーズ
町及び県	国			
未発生期			新型インフルエンザ等が発生していない段階	フェーズ 1・2・3
海外発生期			海外では新型インフルエンザ等が発生したが、国内では発生していない段階	又は相当する公表等
発生早期 (国内・県内)	地域 未発生期	国内 発生早期	新型インフルエンザ等が発生した段階 ・県内で新型インフルエンザが発生し、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える段階	フェーズ 4・5・6 又は相当する公表等
	地域 発生早期			
県内感染期	国内感染期		県内患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階	ポストパンデミック期
小康期			患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている段階	

第3章 各発生段階における対策

第1節 未発生期における対策

【対策推進の基本方針】

町行動計画における未発生期とは、国内、国外ともに新型インフルエンザ等の発生が確認されていない段階とする。

新型インフルエンザ等の発生時期を予測することは不可能であるため、未発生期において、常に新型インフルエンザ等が発生する可能性があることを念頭に、日頃から着実に体制整備を進め、その後も実施体制の維持と継続的改善、町民等に対する普及啓発及び情報提供のあり方等についても十分に留意する。

1	実施体制
---	------

① 新型インフルエンザ等への対応体制を整備する。

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画・業務継続計画を策定し、必要に応じて見直していく。

② 関係機関及び近隣市町との連携体制を確立する。

県、他の市町等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

2	情報の収集・提供及び共有
---	--------------

① 情報の収集・提供及び情報共有の体制を整備する。

- ・ 新型インフルエンザ等発生時における、町民等への情報提供の内容や、媒体等について検討し、あらかじめ想定できるものについては決定する。
- ・ 情報の収集及び提供、県と関係機関相互の情報の共有のあり方を検討し、迅速かつ確実な情報共有体制を整備する。
- ・ 国及び県が発信する情報を入手することに努め、庁内での情報共有体制を整備する。

② 町民にわかりやすく情報を提供する。

- ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報、発生した場合に県及び町が講じる対策、個人が実施すべき感染対策、予防接種の考え方等について、町民及び関係機関に対して継続的に情報を提供する。
- ・ 各種収集した情報は、広報、ホームページ等を通じて分かりやすく町民に提供する。

③ 町民から寄せられる相談に適切に対応する。

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、住民からの相談に応じるため、町は、国からの要請に基づいて相談窓口等を設置する準備を進める。

3	まん延防止
---	-------

新型インフルエンザ等発生時に実施するまん延防止対策等を周知する。

- ・ 手洗い・うがい、マスク着用、咳エチケット、人ごみを避ける等の基本的な感染対策を周知し、理解促進を図る。

4	予防接種
---	------

《 特定接種 》

国の方針に基づき特定接種の実施体制を整備する。

- ・ 国の方針に基づき、地方公務員に対する特定接種（特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種とみなす。）について、新型インフルエンザ等発生時に速やかに接種できる体制を整備する。

《 住民接種 》

① 国の方針に基づき、住民接種の接種体制を整備する。

- ・ 県、医師会等と連携し、新型インフルエンザ等発生時に住民接種を迅速に接種できる体制を整備する。
 - a. 医師、看護師、受付担当等の医療従事者等の確保
 - b. 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）
 - c. 接種に要する器具等の確保
 - d. 接種に関する住民への周知方法
- ・ 国や県の協力を得て、住民接種を円滑に実施するために、あらかじめ市町間等で広域的な協定を締結するなど、居住する町以外の市町における接種も可能となるよう努める。

② 予防接種に関する住民の理解促進を図る。

- ・ 新型インフルエンザ等対策における予防接種の意義や供給・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報を積極的に提供し、住民等の理解促進を図る。

5	住民の生活及び地域経済の安定の確保
---	-------------------

①事業継続に向けた事前準備を進める。

- ・ 新型インフルエンザ等発生に備え、業務継続計画を策定する。

②住民支援の実施に向けた検討を開始する。

- ・ 流行時における住民支援のあり方を検討する。特に、在宅の高齢者、障害者等の要援護者については、対象者（世帯）を把握するとともに、必要となる生活支援を検討し、あらかじめ具体的手続を決定しておく。

《要援護者支援》

- ・ 「避難行動要支援者」リストを参考に新型インフルエンザ等発生時の要援護者リストを作成する。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。
- ・ 要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容、協力者への依頼内容を検討する。
- ・ 自宅で療養する要援護者等の患者を見守るため必要なマスク等の備蓄を行う。

③まん延時における火葬体制の強化に向けた検討を開始する。

- ・ 県及び一部事務組合と連携し、火葬場の火葬能力の現状、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に使用する遺体安置施設（遺体を一時的に安置する施設等）の有無等を調査し、情報を共有する。
- ・ 県における火葬能力等の現状を踏まえ、まん延時における火葬体制について、あらかじめ概要を決定しておく。

④対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。

- ・ 新型インフルエンザ等対策に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄、点検し、または施設及び設備を整備、点検する。

第2節 海外発生期における対策

町行動計画における海外発生期とは、海外で新型インフルエンザ等が発生しているものの、国内で発生していない段階とする。

未発生期の対策からの移行は、感染症法第44条の2第1項に基づく新型インフルエンザの発生を認める厚生労働大臣公表若しくは同法第44条の6第1項に基づく新感染症の発生を認める厚生労働大臣公表が行われた時点、又は国の対策が政府行動計画上の海外発生期に移行された時点であり、県の対策が海外発生期に移行したことを宣言した時点とする。

【対策推進の基本方針】

海外発生期の段階では、新たに発生した新型インフルエンザウイルス等の病原性や感染力等が判明していない可能性が高く、その場合は原則的には病原性が高い想定で対策を選択する。一方、既に判明している場合は、政府対策本部が決定する初動の基本的対処方針等を踏まえつつ、県が実施する必要な対策を選択する。

なお、インフルエンザ(H1N1)2009の事例では、WHOのフェーズ4宣言から国内発生までの期間は18日、県内発生までは49日であったことから、海外発生期における対策は迅速性が特に重要となる。

1	実施体制
---	------

海外発生期に移行し対策を実施する。

- ・ 県対策本部が設置され、海外発生期に移行した場合は、町新型インフルエンザ等健康危機管理部会を開催し、庁内の情報共有を図る。
- ・ 県北健康福祉センターが開催する地域連絡協議会に参加し、状況を把握するとともに、地域における今後の対応を協議する。
- ・ 県が開催する市町村連絡会議等に参加し、新型インフルエンザ等に関する情報の共有、海外発生期における県対策を把握する。

2	情報の収集・提供及び共有
---	--------------

① 情報提供及び情報共有の体制を継続する。

- ・ 県、関係機関と対策等に関する情報を共有する。

② 最新の情報を町民等に分かりやすく提供する。

- ・ 海外における新型インフルエンザ等の発生状況、県、町の対策、国内・県内で発生した場合に必要な取組等に関する情報をわかりやすく提供する。
- ・ 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対して、受取手に応じた情報提供を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法等）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないように啓発する。
- ・ ホームページ、広報、相談窓口を通して、地域の感染状況等、情報を提供する。

③ 新型インフルエンザ等相談窓口を設置する。

- ・ 保健センターに、町民からの問い合わせ対応できる新型インフルエンザ等相談窓口を設置する。
- ・ 県に設置される「新型インフルエンザ等電話相談センター」について、広報、ホームページ等で周知する。
- ・ 県の新型インフルエンザ等電話相談センターに寄せられる相談内容や、新型インフルエンザ等に関する最新情報の収集に努め、町民等が抱く不安や、流行状況に応じて変化する相談ニーズに適時適切に対応できるよう、実施体制等の見直しを行う。

3	まん延防止
---	-------

急激な感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。

- ・ 未発生期に引き続き、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。
- ・ 県と連携し、新型インフルエンザ等発生時、不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業等の対策が実施されることについて町民に周知を図り、理解を得る。

4	予防接種
---	------

《 特定接種 》

① 国の方針に基づき特定接種を進める。

- ・ 国が示す方針等に基づき、医師会等と連携の上、集団的接種を行うことを基本として、

本人の同意を得て、対象職員に対し迅速に予防接種を進める。

- ・ 特定接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行う。

《 住民接種 》

① 住民接種の開始に備えた準備を始める。

- ・ 国の方針が決定され次第、直ちに接種が実施できるよう、国や県、医師会等と連携して、接種体制の整備を行う。

② 予防接種に関する住民の理解促進を図る。

- ・ ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、住民等の理解促進を図る。

5	町民の生活及び地域経済の安定の確保
---	-------------------

① 事業継続に向けた準備を進める。

- ・ 今後の流行状況を踏まえつつ、業務継続計画に基づいて適切に対応するよう協議する。

② 要援護者対策を進める。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

③ まん延時における火葬体制の強化等に向けた準備を開始する。

- ・ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう、塩谷広域事務組合及び近隣市町と協議する。併せて遺体の保存作業に必要となる人員の確保について準備を進める。

第3節 発生早期（国内・県内）における対策

町行動計画における発生早期とは、県内における新型インフルエンザ等発生の有無にかかわらず、いずれかの都道府県で発生した段階とする。また、県内で新型インフルエンザ等が発生し、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える段階とする。

海外発生期の対策からの移行は、国内で新型インフルエンザ等患者が発生し、国の対策が政府行動計画上の国内発生早期に移行され、県行動計画の発生早期に移行された時点とする。

【対策推進の基本方針】

発生早期では、県内での新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制することを対策の主眼として、ウイルスの性質や政府対策本部が決定する基本的対処方針等を踏まえつつ、県が選択する対策を、実施するものとする。

なお、この段階に至ってもウイルスの病原性や感染力等が判明していない場合は、原則として病原性が高い想定で対策を選択するが、実施に当たっては、社会・経済活動に与える影響等に十分留意する必要がある。

1	実施体制
---	------

発生早期に移行し、対策を実施する。

- ・ 県が発生早期に移行した場合、町も速やかに発生早期に移行し、町民に対して必要な情報提供や注意喚起を行う。
- ・ 県対策本部長が、県内で初めての患者が確認されたことを公表した場合は、町民に対して必要な情報提供や注意喚起を行う。
- ・ 県北健康福祉センターが開催する、地域連絡協議会へ参加し、情報を収集するとともに地域における今後の対応を協議する。
- ・ 県が開催する、市町村連絡会議等に参加し新型インフルエンザ等に関する情報の共有、発生早期における県対策の情報を収集する。

緊急事態宣言

町対策本部を設置する。

- ・ 緊急事態宣言がされた場合は、速やかに町対策本部を設置し、町行動計画に基づき対策を実施する。

2	情報の収集・提供及び共有
---	--------------

① 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。

- ・ 県、関係機関と対策や地域での流行状況等に関する情報を収集し共有する。

② 最新の情報を町民等に分かりやすく提供する。

- ・ 海外、県内外の流行状況や具体的な対策、社会・経済活動等の情報をわかりやすく提供する。
- ・ 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対して、受取手に応じた情報提供を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法等）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないように啓発する。
- ・ 地域内の新型インフルエンザ等の感染症発生状況について、広報、ホームページを通じてわかりやすく町民に提供する。

③ 新型インフルエンザ等に関する相談体制を強化する。

- ・ 引き続き保健センターにおいて新型インフルエンザ等相談窓口を設置し、町民からの問い合わせに対応する。
- ・ 県に設置される「新型インフルエンザ等電話相談センター」での相談体制が24時間対応になったことについて、広報、ホームページ等で周知する。

3	まん延防止
---	-------

① 県の新型インフルエンザ等のまん延防止対策に協力する。

- ・ 県が実施するまん延防止のための要請について情報を収集し、必要に応じて町民及び関係機関へ周知する。

② まん延を防止するための取組の普及、理解促進を図る。

- ・ 未発生期に引き続き、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。
- ・ 県と連携し、新型インフルエンザ等発生時、不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業等の対策が実施されることについて町民に周知を図り、理解を得る。

4	予防接種
---	------

《 特定接種 》

国の方針に基づき特定接種を進める。

- ・ 国が示す方針等に基づき、医師会等と連携の上、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、対象職員に対し迅速に予防接種を進める。
- ・ 特定接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行う。

《 住民接種 》

① 国の方針に基づき住民接種を進める。

- ・ ワクチンが供給され次第、関係者の協力を得て、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を開始する。
- ・ 個人の意思に基づく接種であるが、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。
- ・ 実施にあたり、国及び県と連携し、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ・ 住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し要請を行う。

② 予防接種に関する住民の理解促進を図る。

- ・ ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、住民等の理解促進を図る。

③ 住民接種の有効性・安全性に係る調査を行う。

- ・ 医療機関へ予防接種後副反応報告書及び報告基準を配布し、情報収集を行う。

緊急事態宣言時

- ① 国及び県と連携し、接種会場を確保し住民接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に定める臨時接種となり、公費負担のあり方等が異なることに留意する必要がある。

- ② 住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し要請を行う。

① 要援護者対策を進める。

- ・ 要援護者リストに基づき、見回り等を実施し、必要な支援を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援を行う。

② 遺体の火葬・安置の対策を進める。

- ・ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

緊急事態宣言時**① 水の安定供給**

水道の消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態においての水の安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

② 生活関連物資等の価格の安定

県と共に、生活関連物資等の価格高騰、買占め、売惜しみ等が生じることのないよう周知を行うとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して物資の供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、住民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口等の拡充を図る。

第4節 県内及び町内感染期における対策

町行動計画における県内感染期とは、県行動計画に示された県内における新型インフルエンザ等患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった段階とする。

発生早期の対策からの移行は、県対策本部において、発生段階を県内感染期へ移行した時点とする。

【対策推進の基本方針】

県内感染期の段階でまん延を防止することは困難で、対策の主眼を、発生早期における積極的なまん延防止策から健康被害軽減策に切り替える。ただし、状況に応じて、一部のまん延防止策を実施し、感染拡大をできる限り抑えるよう努める。

1	実施体制
---	------

感染期に移行して対策を実施する。

- ・ 県が県内感染期に移行した場合、町も速やかに県内及び町内感染期に移行し、町民に対して必要な情報提供や注意喚起を行う。
- ・ 県北健康福祉センターが開催する、地域連絡協議会へ参加し、情報を収集するとともに地域における今後の対応を協議する。
- ・ 県が開催する、市町村連絡会議等に参加し新型インフルエンザ等に関する情報の共有、県対策の情報を収集する。

緊急事態宣言時

町対策本部を設置する。

緊急事態宣言がされた場合は、速やかに町対策本部を設置し、町行動計画に基づき対策を実施する。新型インフルエンザ等のまん延により、新型インフルエンザ等緊急措置等を行うことができなくなった場合、特措法に基づく他の地方公共団体による応援等の措置を活用し、対策を実施する。

2	情報の収集・提供及び共有
---	--------------

① 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。

- ・ 県、関係機関と対策や地域での流行状況等に関する情報を共有する。

② 最新の情報を町民等に分かりやすく提供する。

- ・ 海外、県内外の流行状況や具体的な対策、社会・経済活動の状況等の情報をわかりやすく提供する。
- ・ 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対して、受取手に応じた情報提供を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法等）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。
- ・ 地域内の流行状況を、広報、ホームページを通じてわかりやすく町民に提供する。

③ 新型インフルエンザ相談等に関する相談体制を継続する。

- ・ 引き続き保健センターにおいて相談窓口を設置し、町民からの問い合わせに対応する。流行状況や相談件数等に応じ、相談窓口の受付時間や人員体制等の見直し（休止【廃止】を含む。）を行う。
- ・ 県に設置される「新型インフルエンザ等電話相談センター」での相談体制に見直しが行われた場合に、広報、ホームページ等で周知する。

3	まん延防止
---	-------

① 新型インフルエンザ等のまん延を防止する。

- ・ 県が、社会活動に伴う感染拡大を抑制するために行う要請について把握し協力をする。

② 感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。

- ・ 発生早期に引き続き、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。
- ・ 発生早期に引き続き、不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業等の対策が実施され得ることについて町民に周知を図り、理解を得る。

4	予防接種
---	------

《 住民接種 》

① 国の方針に基づき住民接種を進める。

- ・ 発生早期に引き続き、関係者の協力を得て、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。

② 予防接種に関する住民の理解促進を図る。

- ・ ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、住民等の理解促進を図る。
- ・ 個人の意思に基づく接種であるが、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。
- ・ 町民からの、予防接種に関する基本的な相談に応じる。

③ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・ あらかじめ予防接種副反応報告書及び報告基準を町内医療機関に配布する。

緊急事態宣言時

発生早期に引き続き、国及び県と連携し、接種会場を確保し住民接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公費負担のあり方等が異なることに留意する必要がある。

住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し要請を行う。

5

町民の生活及び地域経済の安定の確保

① 要援護者対策を実施する。

- ・ 新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援を行う。

② 遺体の火葬・安置の対策を進める。

- ・ 町は引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

緊急事態宣言時

① 水の安定供給に関する措置を講ずる。

- ・ 町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定

的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

② 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を実施する。

- ・ 町は、町民の生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め、売惜しみ等が生じることのないよう周知を行うとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して物資の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・ 生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、住民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口等の拡充を図る。

③ 要援護者に対する生活支援を行う。

町は、国の要請に応じて、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

④ 死亡者の増加に備えて火葬体制の強化を実施する。

- ・ 死亡者が著しく増加した場合は、国から県を通じて行われる要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ・ 死亡者が著しく増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、国から県を通じて行われる要請を受け、遺体の一時安置を適切に実施する。
- ・ 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

第5節 小康期における対策

町行動計画における小康期とは、新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、流行が低い水準にとどまっている状態（流行の第一波が終息した状態）で、国の対策が政府行動計画上の小康期に移行され、県の対策本部において小康期に移行した時点とする。

【対策推進の基本方針】

小康期は第一波の「流行後」であると同時に、第二波への「準備期間」であるため、町としては、新型インフルエンザ等の病原性に応じ、必要となる対応体制の再構築を進める。

1	実施体制
---	------

① 小康期に移行して対策を実施する。

- ・ 県が小康期に移行した場合、町も速やかに小康期に移行し、町民に対して必要な情報提供や注意喚起を行う。

② 対策を総括し、第二波に備える。

- ・ 県行動計画の見直しや対応体制の再構築に合わせて、町行動計画の見直しを行う。
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実効性を高めるとともに、第二波の流行のため、第一波に関する対策の総括を行う。
- ・ 県北健康福祉センターが開催する、地域連絡協議会へ参加し、対策の総括の結果や今後の対応方針について情報収集を行い地域における今後の対応を協議する。
- ・ 県が開催する、市町村連絡会議等に参加し、対策の総括の結果や今後の対応方針を参考に第二波の流行に備える。

緊急事態宣言時

町対策本部を解散する。

緊急事態宣言が解除されたときは、速やかに町対策本部を解散する。

2	情報の収集・提供及び共有
---	--------------

- #### ① 町は、国や県等の感染症情報を活用し、最新の知見に基づく情報を収集するとともに新型インフルエンザ等の流行の第二波に関する情報を提供する。

- ・ 町民に対し、第二波が発生する可能性やそれに備えることの重要性等について周知を図る。

② 状況を見ながら、国からの要請に基づいて相談体制等を縮小する。

3	まん延防止
---	-------

第二波に備え、手洗い・うがい、マスク着用、咳エチケット、人ごみを避ける等の基本的な感染対策を周知する。

4	予防接種
---	------

《 住民接種 》

① 国の方針に基づき住民接種を進める。

- ・ 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

② 予防接種に関する住民の理解促進を図る。

- ・ 住民等の理解促進を図るとともに、必要な情報提供を行う。

③ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・ あらかじめ予防接種副反応報告書及び報告基準を町内医療機関に配布する。

緊急事態宣言時

流行の第二波に備え、国及び県と連携し、接種会場を確保し住民接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公費負担のあり方等が異なることに留意する必要がある。

住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し要請を行う。

① 援護者対策を実施する。

- ・ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援を行う。

② 第一波への対応状況を踏まえ、第二波に備える。

- ・ 県が行う、県民に対して食料品・生活関連物資等の購入に当たって買占めなどしないよう適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めや売惜しみなどをしないよう呼びかけることについて、町民に周知する。
- ・ 第一波の対応状況を踏まえ、必要に応じて業務継続計画の見直しを行い、第二波に備える。

③ 第二波に備えた住民支援体制の再構築を行う。

- ・ 第一波における住民支援の実施状況等を踏まえ、必要に応じて住民支援体制の再構築を県と連携して行う。

④ 第二波に備えた火葬体制等の再構築を行う。

- ・ 第一波における火葬や遺体の一時安置等の実施状況等を踏まえ、必要に応じて火葬体制等の再構築について情報を共有する。

緊急事態宣言時

国が合理性を認められないとして、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止を決定した場合、県内の状況等を踏まえて、緊急事態措置を縮小・中止する。